

「地方の創生・活性化に 関連する事業」

～テーマ2 地域の活性化のための補助金等～

平成26年11月14日

行政改革推進本部事務局

参考資料

過疎地域等自立活性化推進交付金

過疎地域等自立活性化推進交付金

22.3億円

H25補正: 13.0億円
H26当初: 9.3億円

実施主体: 過疎市町村等

(1) 過疎集落等自立再生対策事業

地域住民等が集落を維持・活性化するために総合的に取り組む事業等を支援

- ・安全・安心な暮らしの確保対策
- ・地区の地域資源を活用した産業・生業の振興

(H25補正 13.0億円

H26当初 5.0億円

<1事業につき1千万円以内>)

(2) 過疎地域等自立活性化推進事業

先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援

- ・生活の安心・安全確保対策
- ・移住・交流・若者の定住促進対策
- ・地域文化伝承対策 等

(H26当初 2.3億円

<1事業につき1千万円>)

地域資源を活用
した過疎地域の
自立活性化の推進

(3) 過疎地域集落再編整備事業

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

(H26当初 1.2億円<交付率1/2>)



定住促進空き家活用事業

(4) 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎地域の廃校舎等の遊休施設を活用して行う

- ・生産加工施設
- ・資料展示施設
- ・教育文化施設
- ・地域芸能・文化体験施設 等の整備に対して補助

(H26当初 0.8億円<交付率1/3>)

(1) 過疎集落等自立再生対策事業

18.0億円

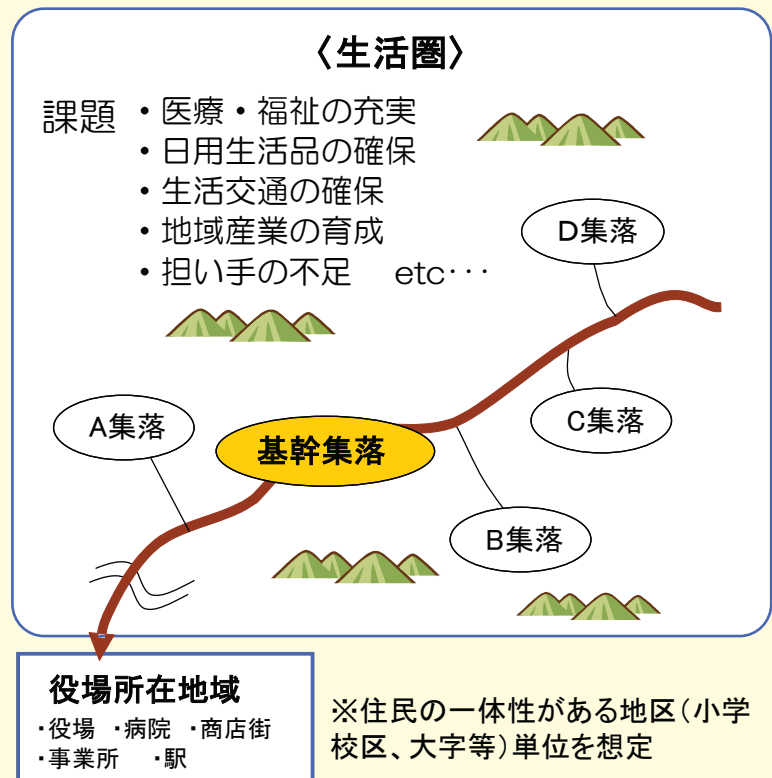
H25補正: 13.0億円
H26当初: 5.0億円

過疎集落等を対象に、地域資源を活用した地場産業の振興や日用品の買物支援といった日常生活機能の確保などの総合的な取り組みを支援する。

取り組みのポイント

- 住民が一体性を有する生活圏域単位でのソフト事業中心の総合的な集落対策
- 地域住民の主体性を生かし、NPO法人など集落外の組織や団体と連携して行う事業を推進

過疎の集落と生活圏

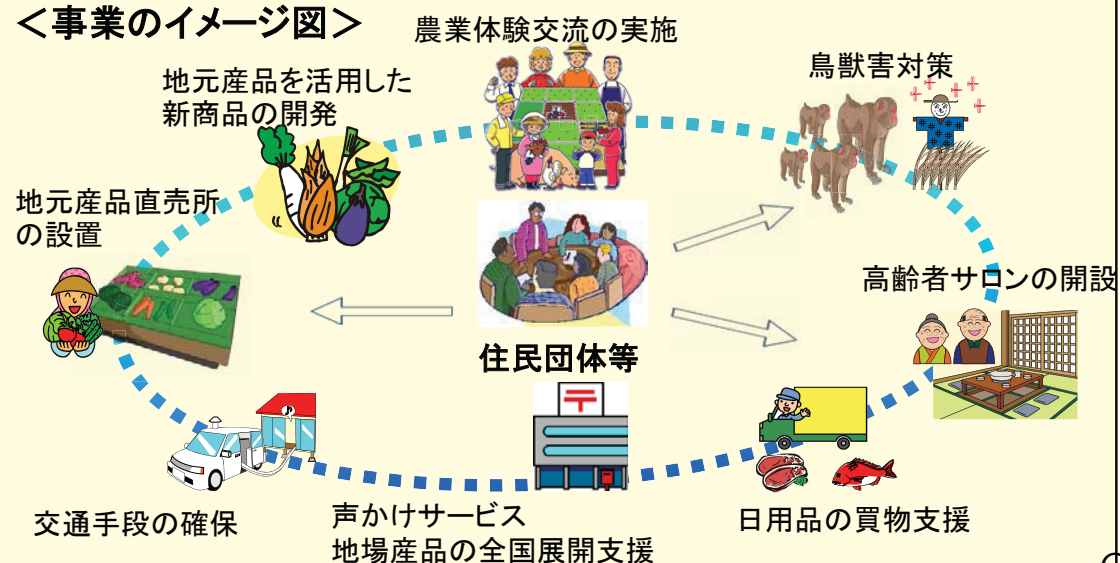


施策の概要

- (1) 事業主体
- (2) 交付額
- (3) 対象事業

住民団体、NPO法人等
1事業当たり1,000万円以内
住民主導で実施する集落の維持及び活性化に資する事業

<事業のイメージ図>



(2) 過疎地域等自立活性化推進事業

H26当初 2.3億円

過疎地域市町村等を対象に、過疎地域における産業振興、生活の安心・安全確保対策や定住促進対策などの喫緊の諸課題に取り組みを支援する。

取り組みのポイント

- 過疎地域における喫緊の諸課題に対応するためのソフト事業による対策
- 過疎地域市町村等が取り組む先進的で波及性のある事業をモデル的に推進

施策の概要

(1) 事業主体	過疎地域市町村等
(2) 交付額	1事業当たり1,000万円
(3) 対象事業	おおむね以下の分野に該当するソフト事業

- ① 産業振興
- ② 生活の安心・安全確保対策
- ③ 集落の維持・活性化対策
- ④ 移住・交流・若者の定住促進対策
- ⑤ 地域文化伝承対策
- ⑥ 環境貢献施策の推進

具体例

産業振興

→ 地元産品を用いた特産品開発、販路拡大のための見本市への出展などのPR活動、大学生の交流イベントを通じた資源発掘等

生活の安心・安全確保対策

→ 高齢者等への配食事業のしくみづくり、地域の交通手段を確保するデマンド交通の実証運行等

移住・交流・若者の定住促進対策

→ 伝統工芸・農作業等の体験イベント、地元ガイドの養成、農山村交流体験などの受け入れ先の拡大等

地域文化伝承対策

→ 伝統工芸品のデザイナーとの共同開発と販売戦略の構築等

(3) 過疎地域集落再編整備事業

H26当初 1.2億円

○事業の内容

(1) 事業の種類

① 定住促進団地整備事業

地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成するために必要な経費に対して補助を行う。

② 定住促進空き家活用事業

地域の空き家を活用し、地域における定住を促進するため、基幹的な集落に点在する空き家の改修に必要な経費に対して補助を行う。

③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居を基幹的な集落等に移転させるために必要な経費に対して補助を行う。

④ 季節居住団地整備事業

交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域に存する住居で、冬期間など季節的に居住するための団地を造成するために必要な経費に対して補助を行う。

(2) 事業主体

過疎地域市町村

(3) 交付率

1/2以内

平成25年度の実績

定住促進団地整備事業 7件

(事業例) 町内からの人口流出の抑制及び町外からの定住を促進するために住宅団地を整備

定住促進空き家活用事業 4件

(事業例) ① 耐用年数を経過した空き教職員住宅を改修し、都市部からの移住者や町内の若年単身者等向けの住宅として整備
② 町内にある空き家を所有者から借り上げ、改修し、移住希望者の住宅として整備

○事業のイメージ図



(4) 過疎地域遊休施設再整備事業

H26当初 0.8億円

○事業の内容

過疎地域には、廃校舎や老朽化して使用されていない家屋等が数多く存在している。こうした遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費に対して補助を行う。

(1) 事業主体

過疎地域市町村等

(2) 交付率

1/3以内

平成25年度の実績

採択件数:6件

(事業例)

- ①取得済みの古民家を改修し、周辺施設と連携して観光客の誘客・周遊を促進するための「まちなか拠点」として整備
- ②旧教育委員会事務所を改修し、子育て支援のためのコミュニティスペース及び地元の地域文化活動のための活動拠点として整備

○事業のイメージ図

